

平成27年第2回（2月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 平成27年2月16日(月) 午後2時25分開会
午後4時30分閉会

2 開催場所 学校給食センター 2階会議室

3 出席者

委員長	多田 正行	委員長職務代理者	山口 修
委員	福島 友子	委員	中村 伸子
教育長	川島 悟		

(欠席委員)

なし

4 出席職員

教育部長	蔭山 弘	教育部次長 (兼教育総務課長)	鈴木 和博
教育部参事 (兼学校教育課長)	鴫田 道雄	教育部参事 (兼生涯学習課長)	井口 崇
体育振興課長	今宮 公雄	総合教育センター所長	小川 幸男
学校給食センター所長	石井 喜夫	学校教育課副参事	庄司 三喜夫
市民会館館長	原田 光雄	平川公民館主幹	能城 秀喜
長浦公民館副館長	粕谷 尚夫	根形公民館副館長	宮崎 光男
平岡公民館副館長	大津 忠志	郷土博物館副館長	石渡 悟
中央図書館館長	簗島 正広	教育総務課副参事	高橋 広幸
教育総務課副参事	中山 久江	教育総務課主任主事	山田 倫志

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 袖ヶ浦市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 袖ヶ浦市教育委員会処務規程等の一部を改正する訓令の制定について

議案第4号 袖ヶ浦市教育支援委員会規則の制定について

日程第5 報告

報告第1号 臨時代理について（平成27年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する条例案）

報告第2号 臨時代理について（平成26年度一般会計補正予算（第5号））

報告第3号 臨時代理について（平成27年度一般会計当初予算）

報告第4号 臨時代理について（平成26年袖ヶ浦市生涯学習特別奨励賞受賞者の追加決定）

日程第6 その他

（1）第30回生涯学習推進大会社会教育功労感謝状贈呈者について

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

委員長 前回定例会会議録の承認について賛成の挙手を求める。

委員長 全員一致で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

委員長 中村委員を指名する。

日程第3 教育長・教育部長報告

委員長 教育長に報告を求める。

教育長 第3回就学指導委員会（1月22日）、袖ヶ浦市教育関係行事調整委員会（1月23日）、袖ヶ浦賀詞交歓会（1月23日）、文化庁文化審議会文化財分科会第三専門調査会視察（1月27日）、市内中学校新人駅伝大会（1月28日）、千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回研修会（1月28日）、第3回生徒指導推進会議（1月30日）、昭和中学校PTA文部科学大臣表彰受賞祝賀会（1月31日）、椎の木杯争奪柔道大会（2月1日）、臨時教育長会議（2月2日）、第7回社会教育委員会議（2月4日）、地区指導行政連絡協議会（2月5日）、第3回学校給食センター運営委員会（2月5日）、三上雄亮先生叙勲受賞祝賀会（2月8日）、第3回郷土博物館協議会（2月10日）、袖ヶ浦市インディアカ大会（2月11日）、航空自衛隊木更津分屯基地 空の音楽祭（2月14日）、第19回ふれあいフェスティバル（2月15日）、近藤利勝氏叙勲受賞祝賀会（2月15日）に出席した。

委員長 教育長報告について委員に質問を求める。

（質疑なし）

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 袖ヶ浦市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 袖ヶ浦市教育委員会処務規程等の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課

高橋副参事 議案第1号から第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、関係する規則等の一部を改正しようとするものであるため、一括して説明させていただきたいがよろしいか。

委員長 事務局から申出のあった、議案第1号から第3号について、一括して説明することを認める。議案第1号から第3号について、事務局の説明を求める。

教育総務課
高橋副参事

議案第1号 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、関係条文の整理をするとともに、条文の整備を行うため、規則の一部を改正しようとするものである。主な改正内容は、教育委員長職の廃止、教育長に委任した事務の執行状況報告、職務代理者が事務局職員ではなくなることに伴う所要の改正及び大綱の策定と総合教育会議に関する事務所掌の追加と整理を行うものである。

教育委員長職の廃止に伴い、現行規則第3条から第5条を削り、教育委員会の教育長のチェック機能の強化と合わせて、規則第8条第2項中の「必要と認めるもの」の前に「教育委員会が」を加える。

今回の法改正により教育長が特別職のみの身分となることから、教育長の職務代理者を「部長又はあらかじめ教育長の指定する者」から、「あらかじめ教育長の指定する委員」と改める。また、新たに市長の権限とされた大綱の策定と総合教育会議については、教育委員会の事務職員をして補助執行することになったことから、新たに教育総務課の事務分掌に加え、別表1中の「使用許可及び使用料」、「利用許可及び使用料」を「利用」に改める。

議案第2号 袖ヶ浦市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定については、「袖ヶ浦市教育委員会公印規則」、「袖ヶ浦市教育委員会傍聴規則」、「袖ヶ浦市教育委員会公告式規則」、「袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則」、「袖ヶ浦市教育委員会会議規則」の5件を地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い改正しようとするものである。

主な改正内容としては、教育委員長職の廃止に伴い、袖ヶ浦市教育委員会公印規則の一部改正では、別表第1と第2の教育委員会委員長印を削る。袖ヶ浦市教育委員会傍聴規則及び袖ヶ浦市教育委員会公告式規則の一部改正では、条文中の「委員長」を「教育長」に改め、引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項を繰り下げる。

また、袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正では、第2条第2号の「市教育委員長」を削除する。

袖ヶ浦市教育委員会会議規則の一部改正では、教育委員長職の廃止、教育長の位置付けの変更、教育委員からの会議招集請求の新設及び会議録の公表に伴う所要の改正を行う。

なお、教育委員からの会議招集請求及び会議録の作成及び公表については、本市教育委員会では現規則においても定められており既に実

施しているところであるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に合わせ、教育委員からの会議招集請求は、「会議の招集の請求があったときに、遅滞なく、開くものとする。」とし、会議録の作成及び公表については、「会議録は、会議終了後遅滞なく作成し、これを公表しなければならない。」と改めるものである。

議案第3号 袖ヶ浦市教育委員会処務規程等の一部を改正する訓令の制定については、「袖ヶ浦市教育委員会処務規程」、「袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程」、「袖ヶ浦市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程」の3本を地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い改正しようとするものである。

主な改正内容としては、各規程中に引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律と袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の条項を繰り上げるものである。

委員長 議案第1号から第3号について委員に質疑を求める。

山口委員長
職務代理者

前回の会議でも申し上げましたが、大綱の策定と総合教育会議に関する事務が教育総務課に追加されることから、市長部局と定数管理について十分協議を行うこと。

また、袖ヶ浦市教育委員会会議規則の一部改正について、改正前では、会議録の作成について、「速やかに作成しなければならない。」とされていたところだが、今回の改正によって、「遅滞なく作成し、これを公表しなければならない」と改めた、理由について伺いたい。

教育総務課
高橋副参事

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律では、「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」とされていることから、当市教育委員会規則においても「遅滞なく」と表現を合わせたものである。

山口委員長
職務代理者

総合教育会議の設置について、新たな条例等の制定は不要なのか。

教育総務課

高橋副参事 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されていることから不要である。

福島委員 袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正について、教育委員長職の廃止に伴い、第2条第2号の「市教育委員長」を削ることとなるが、これにより構成委員に教育行政機関の職の者がいなくなるのではないか。

教育総務課

高橋副参事 教育長が青少年問題協議会の構成委員となっている。

(他に質疑なし)

委員長 他に質疑がないようなので、議案毎に採決を行う。
議案第1号について、賛成する委員の挙手を求める。

委員長 議案第1号は賛成全員で承認されました。

委員長 議案第2号について、賛成する委員の挙手を求める。

委員長 議案第2号は賛成全員で承認されました。

委員長 議案第3号について、賛成する委員の挙手を求める。

委員長 議案第3号は賛成全員で承認されました。

議案第4号 袖ヶ浦市教育支援委員会規則の制定について

委員長 議案第4号について事務局に説明を求める。

学校教育課長 学校教育法施行令の一部改正に伴い、障がいのある児童・生徒に対し、就学時における指導だけではなく、入学後も学校教育全体を通して、一貫した支援を行うことや保護者への十分な情報提供とアドバイスを行うために袖ヶ浦市教育支援委員会規則を新たに制定しようとするものである。

障がいのある児童生徒等の就学先を決定する仕組み等については、

平成25年9月1日施行の「学校教育法施行令の一部を改正する政令」により所定の整備が行われ、平成25年10月4日付け文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」により、障がいのある児童生徒等に対する一貫した支援についての留意点が示された。これを受け、千葉県教育委員会では、千葉県心身障害児就学指導委員会の機能に加え、就学後の一貫した支援等についても助言を行う機能を有する「千葉県教育支援委員会」を設置しており、本市もこれに倣い、新規に規則を制定し、従前の袖ヶ浦市就学指導委員会規則を廃止しようとするものである。

委員長 議案第4号について委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者 就学指導委員会の構成員は、袖ヶ浦市立小・中学校長等代表とされていたが、教育支援委員会では袖ヶ浦市立小・中学校長代表となるのか。

また、袖ヶ浦市教育支援委員会規則第3条で「教育委員会は、次の各号により委員会の委員を委嘱し、又は任命する。」とあるが、委嘱と任命の使い分けについて伺いたい。

学校教育課長 教育支援委員会は、障がいのある児童及び生徒の適正かつ一貫した教育的な支援を行う重要な会議であると認識しており、袖ヶ浦市立小・中学校長代表を構成員としたものである。

また、委嘱と任命の使い分けについて、外部から依頼する者については委嘱とし、市等の内部の者については任命とするものである。

(他に質疑なし)

委員長 議案第4号について、賛成する委員の挙手を求める。

委員長 議案第4号は賛成全員で承認されました。

日程第5 報告

報告第1号 臨時代理について（平成27年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する条例案）

委員長 事務局に説明を求める。

教育総務課
高橋副参事

平成27年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する条例案について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第8条第1項により、臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。本件は、平成27年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため教育委員会を招集する時間がなかったため臨時代理を行ったものである。

今回、市長より意見聴取があった条例案は、「袖ヶ浦市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」、「袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び袖ヶ浦市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、「袖ヶ浦市職員定数条例等の一部を改正する条例」、「袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、「袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」の計6件である。

また、袖ヶ浦市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことにより、これまで一般職の職員とされていた教育長が、特別職の職員に位置づけられるとともに、新たに職務に専念する義務が追加されたことにより、一般職と同様にその特例規定を条例で設けるものである。

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び袖ヶ浦市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、教育長の職が特別職となることから、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に新たに教育長に関する規定を追加するものである。これまで教育公務員特例法第16条第2項の規定により、特別職とは別に条例を設けていたが、今回の改正によりこの規定が削除されることから、袖ヶ浦市教育長の給与等に関する条例中の、給与に関する規定を削り、袖ヶ浦市教育長の勤務時間その他の勤務条件の規定とするものである。

袖ヶ浦市職員定数条例等の一部を改正する条例については、「袖ヶ浦市職員定数条例」、「袖ヶ浦市特別職報酬等審議会条例」、「袖ヶ浦市議会委員会条例」の3本を改正しようとするもので、袖ヶ浦市職員定数条例の一部改正では、引用条項が繰り上げられたことから整理を行うものであり、袖ヶ浦市特別職報酬等審議会条例の改正では、教育長が特別職となることから教育長を加えるものである。また、袖ヶ浦市議

会委員会条例では、教育委員長と教育長の一本化に伴い、出席説明要求の規定中、教育委員長を教育長に改めるものである。

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、教育長が特別職の職員に位置づけられることから、第2条中の「ただし、教育長を除くものとする。」を削るものである。

なお、その他の改正は、人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、所要の改正を行うものである。

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、教育委員長の職が廃止されることから別表委員長の欄を削るものであり、その他の改正は、公職選挙法の改正に伴う立合人の報酬に係る所要の改正である。

特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、第2条で引用している教育長の給与等に関する条例の名称等の変更に伴い改正するものである。その他の改正は、本条例の特例期間を平成27年11月22日まで延長しようとするものである。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う経過措置として、現教育長がその任期中存続する場合は、従前の例により行うことができるとされていることから、それぞれの条例の附則において、同様の経過措置を設けている。

委員長 報告第1号について委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者 教育長給料の減額措置も、市長の任期である平成27年11月22日までということか。

教育総務課

高橋副参事 教育長についても出口市長の任期まで減額期間を延長する。

(他に質疑なし)

報告第2号 臨時代理について(平成26年度一般会計補正予算(第5号))

委員長 報告第2号について事務局に説明を求める。

教育総務課長

平成27年第1回(2月招集)袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため教育委員会を招集する時間がなかったため臨時代理を行ったものである。

平成26年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第5号）について、各課の主な補正内容について各課長より説明する。教育総務課の歳入としては、昭和小学校のプール建設に伴い、国の交付金を予定していたところだが、校舎等の耐震化を最優先するとの方針から交付されなかったため、昭和小学校体育諸施設整備交付金を18,573千円の減額となった。また、教育費貸付金元利収入については、9名の一括返還者の影響が大きく8,100千円の増額補正とした。

歳出としては、小中学校施設管理事業で電気料の減額、学校給食センター建設事業（建築工事）【継続費】については、入札等による執行残として59,167千円を減額するものである。

学校教育課長 歳出において、私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業において、申請者が当初見込みを下回ったことにより1,088千円を減額補正した。

総合教育

センター所長 歳出において、教育相談事業、車両維持管理費を除き全て執行残の減額補正である。

学校給食

センター所長 歳出において、新施設に移行したことにより光熱水費1,313千円の増額。その他は、全て執行残の減額補正である。

生涯学習課長

歳出において、埋蔵文化財調査事業において民間の開発行為減に伴う調査委託分として7,927千円を減額補正した。

なお、歳入は、埋蔵文化財発掘調査（民間）分5,768千円を減額補正した。

市民会館館長

歳出において、施設管理事業の光熱水費350千円を増額補正した。その他は執行残として減額補正した。

平川公民館

能城主幹

歳入において、平川公民館、富岡分館の使用料について減額補正した。歳出は、執行残として減額補正した。

長浦公民館副館長 歳出において、全て執行残の減額補正である。

根形公民館副館長 歳出において、施設管理事業の光熱水費 284 千円を増額計上した。その他は執行残として減額補正した。

平岡公民館副館長 歳出において、施設管理事業の光熱水費 208 千円を増額計上した。その他は執行残として減額補正した。

中央図書館館長 歳出において、図書館運営事務費の図書館運営委託料として 5,271 千円の減額補正した。また、施設管理事業の光熱水費で 660 千円を増額計上した。その他は執行残として減額補正した。

郷土博物館副館長 歳出において、施設管理事業の光熱水費 660 千円を増額計上した。その他は執行残として減額補正した。

体育振興課長 歳出において、臨海スポーツセンター管理事業の光熱水費 7,238 千円を増額計上した。その他は執行残として減額補正した。

委員長 報告第 2 号について委員に質疑を求める。

(質疑なし)

報告第 3 号 臨時代理について (平成 27 年度一般会計当初予算)

委員長 報告第 3 号について事務局に説明を求める。

教育総務課長 平成 27 年第 1 回 (2 月招集) 袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長より意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要するため教育委員会を招集する時間がなかったため臨時代理を行ったものである。

平成 27 年度袖ヶ浦市一般会計当初予算の内容について、各課の主な内容を各課長より説明する。教教育総務課の歳入において、小中学校費補助金で国の交付金として、平岡小学校屋内運動場耐震補強補助金 42,293 千円、根形中学校屋内運動場耐震補強補助金 34,405 千円を予算計上している。歳出では、施設整備として、

蔵波中学校屋内運動場吊天井等耐震対策工事、奈良輪小学校給水設備更新工事等を計画しているところである。

学校教育課長 歳入において、幼稚園使用料で、前年度比4, 826千円減の14, 668千円を予算計上した。これは、国庫基準拡大による減免対象の増によるものである。

歳出では、小学校教科書及び補助教材購入事業で、前年度比23, 220千円増の24, 784千円の予算計上を行った。これは、教科書改訂年度のため、指導書等購入によるものである。また、小学校情報教育推進事業で、前年度比9, 930千円増の21, 766千円の予算計上を行った。これは、児童用コンピュータ機器等更新によるものである。また、私立幼稚園奨励費補助金交付事業で前年度比10, 183千円増の58, 047千円の予算計上を行った。これは、補助単価、補助範囲の国庫基準拡大に伴う増額である。

総合教育

センター所長 歳出において、教育センター運営費で、前年度比1, 188千円減の6, 199千円を予算計上した。この減額は、前年度購入した事務用複写機等によるものである。また、副読本作成事業で、前年度比1, 261千円増の2, 094千円を予算計上した。これは、社会科地図の改訂に伴い地図印刷製本費による増額である。

学校給食

センター所長 歳出において、共同調理事業で、前年度比2, 994千円増の329, 530千円を予算計上した。新施設移行に伴い光熱水費の増額によるものである。また、施設管理事業で、年度比3, 179千円増の12, 604千円を予算計上した。各種新規の保守管理委託料の増によるものである。

生涯学習課長 歳入において、埋蔵文化財調査に係る補助金として市内遺跡発掘調査国庫補助金4, 431千円、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業補助金1, 403千円を計上した。

歳出では、社会教育運営事務費では、前年度比2, 303千円減の849千円を予算計上した。減額的主要理由としては、君津地方視聴覚教材センター協議会負担金見直しによる減である。また、施設管理事業では、地区会館である奈良輪会館の地元移管に向けた諸

工事を加え、7, 573千円を予算計上した。埋蔵文化財調査事業では、公共工事減に伴う賃金・委託料等として前年度比5, 484千円減の22, 433千円を計上した。

市民会館長 歳入において、社会教育使用料で4月1日から行われる市民会館・公民館使用料改定分を見込み前年度比646千円増の6, 491千円を予算計上した。

歳出では、施設管理事業で、施設管理人の配置をシルバー人材センターへの委託ではなく、直接雇用へと切替えを行うが、事業費としては概ね変更はない。

平川公民館

能城主幹 歳出において、施設管理事業で、前年度比1, 281千円増の23, 395千円を予算計上した。これは、光熱水費の増額を見込んだものである。

長浦公民館副館長 歳出において、施設管理事業で、前年度比841千円減の20, 764千円を予算計上した。また、高齢生きがい促進事業のパソコン講座は次年度も継続して行う予定である。

根形公民館副館長 歳出において、施設管理事業で、前年度比7, 596千円増の22, 225千円を予算計上した。これは、非常用照明蓄電池交換、屋根等改修工事による増額である。

平岡公民館副館長 歳出の主なものとしては、施設管理事業で、前年度比262千円増の18, 354千円を予算計上した。新年度に工事請負費として、旧ゲートボール場車両進入路取付工事、多目的ステージ階段手摺取付工事を予算計上した。

郷土博物館副館長 歳出において、施設管理事業で、前年度比2, 333千円減の26, 916千円を予算計上した。工事請負費の減、また、火災保険料、管理委託料の見直しを行ったものである。

中央図書館館長 歳出において、図書館運営事務費で、図書館運営委託料として7, 752千円を減額した。また、図書館資料購入費で平成26年度に実施した、ホームページ更新に伴う図書データ作成委託料1, 557千円を減とした。施設管理事業で、空気調和機改修工事として3, 205千円を予算計上した。

体育振興課長 歳入において、使用料の見直しを見込んだ、保健体育使用料
44,691千円を予算計上した。

歳出では、ソーラン交流事業で、北海道稚内市での全国交流会参加補助金1,726千円を予算計上した。臨海スポーツセンター管理事業、総合運動場管理事業で、指定委託管理料をそれぞれ増額計上した。

委員長 報告第3号について委員に質疑を求める。

山口委員長
職務代理者 現在、児童用コンピュータのOSは何を使用しているのか。

学校教育課
庄司副参事 現在、Windows Vistaを使用している。

山口委員長
職務代理者 次年度秋ごろに、Windows 10が発売される予定となっているため、次年度に更新する児童用コンピュータのOSには、Windows10の導入を検討されたい。

学校教育課
庄司副参事 更新の際には検討します。

山口委員長
職務代理者 市民会館の管理人を直接雇用に変更する理由を伺いたい。
また、平岡公民館で旧ゲートボール場を臨時駐車場も兼ねた多目的広場とするため、車両進入路工事を行うと説明があったが、利用者との間で問題は生じていないか伺いたい。

市民会館館長 現在は、シルバー人材センターとの業務委託契約により、男性管理人が窓口業務を行っているところだが、今後、市民会館の直接雇用に変更、女性の雇用も含め試験的に実施したいと考えている。

平岡公民館副館長 現在、旧ゲートボール場を利用している団体はおらず、利用者等との間で問題は生じていない。

山口委員長
職務代理者 実施計画に影響のある予算について伺いたい。

教育総務課長 実施計画では、平成27年度に今井幼稚園の耐震設計を位置づけていたところだが、平成27年度に幼保連携に係る検討を行う予定としたため、先送りとしたものである。

学校教育課長 今井幼稚園は、袖ヶ浦駅海側地区に住宅が張り付いた場合、0歳から2歳の保育需要が大きくなると推測される。一方、中川幼稚園では定員割れが生じていることから施設の統廃合、認定保育園等を踏まえ今後、効率的な運営が行えるよう検討していく。

(他に質疑なし)

日程第6 その他

(1) 第30回生涯学習推進大会社会教育功労感謝状贈呈者について
委員長 事務局に説明を求める。

生涯学習課長 袖ヶ浦市生涯学習推進大会を記念して、社会教育・社会体育に貢献した個人又は団体に対して、その労をねぎらうと共に、更なる生涯学習の発展を期待する意味を込め教育長名での感謝状を贈るものである。選考にあたっては、感謝状贈呈基準に基づき、各機関及び団体から推薦された個人又は団体の中から選考委員会が選考し、個人7名、4団体が感謝状贈呈者に決定された

委員長 ただいまの説明について委員に質疑を求める。

山口委員長
職務代理者 功績の概要については、袖ヶ浦市の社会教育・社会体育に貢献し、感謝状贈呈に値する功績があったかを記載すべきと考える。被贈呈者の功績概要の記載内容等について再度検討されたい。

生涯学習課長 記載内容について再検討する。

(他質疑なし)

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第3号に該当するため、非公開となります。

・ 日程第5 報告第4号